

ベビーシッター派遣事業割引券を使用される職員の方は、次の事項について留意してください。

- (1) 割引券は、就労等のために在宅保育サービスを利用する場合に限って使用できます。
- (2) 割引券は、1日(回)対象児童1人につき2枚使用できます。(1枚当たり割引料2,200円)
- (3) 割引券は、「乳幼児又は小学校3年生までの児童、その他健全育成上の世話を必要とする小学校6年生までの児童の家庭内における保育や世話並びに保育所等への送迎」を依頼する場合に限って使用できます。
- (4) 割引券は、割引券取扱事業者に対してのみ使用できます。
- (5) 割引券は、ベビールーム、集団保育、イベント保育、院内保育、ベビーシッター宅での保育など、職員の家庭以外の場所での保育には使用できません。
- (6) 職員の方が割引券の交付を受ける場合は、割引券取扱事業者とサービスの請負契約を締結する必要があり、必ず「請負契約書の写し」を事業主に提出してください。これまでの契約が継続している場合は、従前の契約書の写しでかまいません。
- (7) 請負契約書には、次の事項が明らかにされていることが必要です。
 - ア ベビーシッター事業者(割引券取扱事業者)の住所、名称及び代表者氏名
 - イ 利用者(職員)の住所及び氏名
 - ウ サービス内容及び料金体系
 - エ 事故の場合の割引券取扱事業者の免責事由
 - オ その他サービスの利用に必要な事項(割引券取扱事業者で異なります。)
- (8) 利用者は本学にて私学共済に加入していることが条件となります。
- (9) 割引利用券は年度内に使用してください。
- (10) 割引利用券は使用する枚数のみ申込みください。
- (11) 割引券を他人に貸与又は譲渡してはいけません。
- (12) 令和3年度より、保育を主とする国や自治体からの子育てに係る助成等(本事業であるベビーシッター利用料に対する助成も含まれます。)について、子育て支援の観点から、所得税・個人住民税を非課税とする措置が講じられています。

※2021年3月末までは、所得税法上、「雑所得」に区分されておりました。

公益社団法人全国保育サービス協会
〒160-0007 東京都新宿区荒木町5-4 クサフカビル2F
TEL.03-5363-7455 FAX.03-5363-7456
<http://www.acsa.jp/htm/babysitter/>